

令和8年1月20日招集

令和8年

第1回若桜町議会臨時会会議録

(令和8年1月20日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	上川 恭子		
書記	秋田 恵理香		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第1号	令和7年度若桜町一般会計補正予算（第9号）	原案可決
2	議案第2号	若桜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
3	議案第3号	若桜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
4	議案第4号	財産の取得について	原案可決
5	議案第5号	財産取得契約の変更契約の締結について	原案可決
	議員提出議案		
6	第1号	若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
7	第2号	若桜町議会ハラスメント条例の一部改正について	原案可決

令和8年第1回若桜町議会臨時会（第1号）

招集年月日	令和8年1月20日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午後1時30分			
応招議員	1番	谷 口 貴	6番	山 本 晴 隆
	2番	森 田 二 郎	7番	中 尾 理 明
	3番	梶 原 明	8番	山 本 安 雄
	4番		9番	川 上 守
	5番	小 林 誠		
不応招議員				
出席議員 応招議員	1番	谷 口 貴	6番	山 本 晴 隆
	2番	森 田 二 郎	7番	中 尾 理 明
	3番	梶 原 明	8番	山 本 安 雄
	4番		9番	川 上 守
	5番	小 林 誠		
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	政 策 統 轄 監	武田 詢
	総 務 課 長	山口由企夫	教育委員会次長	下石 裕美
	企画政策課長	中島 毅彦	経済産業課長	谷本 剛
	町 民 課 長	川戸 康之		

令和8年第1回臨時会

会議の顛末

本会議（1月20日）

議長（川上守）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達していますので、令和8年第1回若桜町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、山本安雄議員、谷口貴議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3

議案第1号 令和7年度若桜町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第1号 令和7年度若桜町一般会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7千2百万円を追

加し、歳入歳出予算の総額を51億7,717万3千円とするものでございます。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

はじめに歳入についてご説明いたします。

国庫支出金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,773万9千円、物価高対応子育て応援手当支給補助金431万5千円をそれぞれ追加いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金435万4千円を、町債では農業施設整備事業570万円をそれぞれ減額しております。

次に歳出についてご説明いたします。総務費では、若桜鉄道運行対策支援補助金として、若桜鉄道対策事業に300万円、バスターミナル管理運営業務としてバス運行事業に9万7千円をそれぞれ追加しております。なお、戸籍住民基本台帳費におきまして財源更正を行っております。

民生費では、高校生までを対象とした子育て応援手当として、物価高対応子育て応援当事業に431万7千円を追加しておりますし、衛生費では財源更正を行っております。

農林水産業費では、小規模担い手農家の農機具購入支援として、農業振興費に500万円、エネルギーや飼料の価格高騰対策として畜産業費に500万円をそれぞれ追加しております。また、林業振興費におきまして財源更正を行っております。

商工費では、中小企業等エネルギー価格高騰対策支援として、商工振興事業に千百万円、町民の消費喚起や地域経済の活性化を目的として地域内経済循環促進事業に3,120万円、町の魅力を多角的かつエンタメ性高く発信し、認知度向上及び観光誘客を目的として、観光事業に550万円、外国人観光客及び交流人口の増加対策として、インバウンド推進事業に549万7千円を追加するなど、その他の補正とあわせまして、総額1,129万7千円を追加しておりますし、氷ノ山集客促

進事業費におきまして財源更正を行っております。

教育費では、小中学校小学校費及び中学校費におきまして、それぞれ財源更正を行っております。なお、予備費において、歳入歳出総額の調整を行うため、108万9千円を追加しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第4

議案第2号 若桜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第3号 若桜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第2号 若桜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び議案第3号 若桜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、でございますが、これは令和8年度より乳児等通園支援事業が本格実施されることに伴い、交付された内閣府令に基づき所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第5

議案第4号 財産の取得について、議案第5号 財産取得契約の変更契約の締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第4号 財産の取得について、でございますが、これは、財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり本議会の議決をお願いするものであります。

1 財産の内容、マイクロバス車両一式。2 契約の方法、随意契約。3 契約の相手方、八頭郡若桜町大字大炊179番地2 株式会社箕サービス 代表取締役 志水仁。4 取得金額、金11,533,720円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。5 取得の目的、若桜学園の校外活動等に係る児童生徒の移送に使用するため。

続きまして、議案第5号 財産取得契約の変更契約の締結について、でございますが、これは財産取得契約の変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり本議会の議決をお願いするものであります。

1 発注名、マルチタスク車両購入事業。2 納入場所、八頭郡若桜町大字若桜801番地

5。3 契約の相手方、東京都千代田区丸の内3丁目3番1号 MONET Technologies 株式会社代表取締役社長兼 CEO 清水繁宏。4 変更契約金額、変更前 金10,438,430円、変更後 金10,699,700円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。5 契約の方法、随意契約。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

午後1時39分 休憩

（全員協議室において詳細説明）

午後1時45分 再開

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第1号 令和7年度若桜町一般会計補正予算（第9号）について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 若桜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 若桜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 財産の取得について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 財産取得契約の変更契約の締結について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第6

議員提出議案第1号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を議題とします。趣旨説明を求めます。梶原明議員。

議員(梶原明)

議員提出議案第1号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

別紙のとおり、若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和8年1月20日提出。提出者、若桜町議会議員梶原明。賛成者、若桜町議会議員山本安雄、同じく中尾理明、同じく森田二郎。

次の表の改正の欄に掲げる規定を同表の、改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

附則、施行期日。この条例は、公布の日から施行する。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号は原案の
とおり可決されました。

日程第7

議員提出議案第2号 若桜町議会ハラスメン
ト防止条例の一部改正について、を議題とし
ます。趣旨説明を求めます。梶原明議員。

議員(梶原明)

議員提出議案第2号 若桜町議会ハラスメン
ト防止条例の一部改正について。

別紙のとおり、若桜町議会ハラスメント防
止条例の一部を改正することについて、地方
自治法第112条及び若桜町議会会議規則第
14条の規定により提出する。

令和8年1月20日提出。提出者、若桜町
議会議員梶原明。賛成者、若桜町議会議員山
本安雄、同じく中尾理明、同じく森田二郎。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の
改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すよう
に改正する。

附則1 この条例は令和8年4月1日から施
行する。

2 特別職の職員等で非常勤のものとの給与に
関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の
改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すよう
に改正する。

若桜町議会ハラスメント調査第三者委員会
の委員。町外の委員、日額9千円。町内の委
員、日額3千円。

以上となります。ご審議のほどよろしくお
願いいたします。

議長(川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号は原案の
とおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第1回若桜町議会臨時会を閉会し
ます。

ご苦労さまでした。

午後1時53分 閉会